○液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示(平成二十二年国土交通省告 示第千五百二十六号)

最終改正 令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令三十号)及び特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(液状化等物質及び液状化等物質の積載の方法)

- 第二条 規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定める物質(国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものに限る。)は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。
- 2 規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定める物質(国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。)は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。
- 3 規則第十五条の二の三第一項第一号に掲げる物質のうち、規則第十五条の三の三第一項の証明書 を要する物質として告示で定める物質は、別表第二に掲げる物質とする。

附則

(施行期日)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

(特殊貨物船舶運送規則第十六条に規定する国土交通大臣が定める物質を定める件の廃止)

2 特殊貨物船舶運送規則第十六条に規定する国土交通大臣が定める物質を定める件(平成五年運輸 省告示第七百五十八号)は廃止する。

附 則 (平成二十四年十二月二十八日国土交通省告示第千五百三号)

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年十二月四日国土交通省告示第千百二十五号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年十二月二十七日国土交通省告示第千四百四十三号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年十二月二十五日国土交通省告示第千三百八十四号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当 該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。 3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質、液状化物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和二年十二月二十八日国土交通省告示第千六百号抄)

(施行期日)

1 この告示は令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和五年十月二日国土交通省告示第九百九十六号抄)

(施行期日)

1 この告示は令和五年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当 該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号抄)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置) 第六条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化等物質の積載方法については、当 該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第1 (第2条第1項関係)

品	名	
日本語名	英語名	積載の方法
水酸化アルミニウ	ALUMINA HYDRATE	一 酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。
4		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		五 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		七 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認
		すること。
		八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		十一 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場
		合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
フッ化アルミニウ	ALUMINIUM FLUORI	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
<u>ا</u>	DE	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す るための措置をとること。 七 甲板及び積載場所において水を使用する場合、清掃する こと。 アルミニウム精錬 | ALUMINIUM SMELTI | 一 水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危 又は再溶解工程か NG/REMELTING BY-険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示 ら生じる副生物 ( PRODUCTS, PROCES 第五百四十九号。以下「危告示」という。)別表第十五の 不活性物質を追加 SED 規定により隔離すること。 した水及びアルカ 食料及び腐食性物質(液体のものに限る。)と別の船倉 リ水溶液を含む。 又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で4週間以上外 気に通じた状態で保管したものであることを確認すること 九 甲板及び積載場所に隣接する区画における、裸火の使用 又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示するこ と。 十 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十一 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼 鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十二 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通 風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が 生じる場合においてはこの限りでない。 十三 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風する こと。 十四 貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その 他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止す るための措置をとること。 十五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場

合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるため

		の措置をとること。
		十七 積載場所のハッチは風雨密であること。
		十八 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混
		合気体の濃度を計測するための機器(防爆型のものに限る
		。)を船舶に備えること。
		十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船
		内に保管すること。
		二十 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞
		物を取り除くこと。
		二十一 船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残
		渣を可能な限り除去すること。
バライト	BARYTE,	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
(重晶石)	FLOTATION	運送する場合は、以下の措置を講じること。
(浮遊選鉱により	CHEMICAL	イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
化学的等級にある	GRADE	ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
もの)		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう覆うこ
		٤.
		五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		六 航海中、積載場所を通風しないこと。
		七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		九 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物
		を取り除くこと。
ボーキサイト粉	BAUXITE FINES	<ul><li>──規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で</li></ul>
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

	(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
	ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
	閉鎖すること。
	二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	三 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
	イ 清掃すること。
	ロ 乾燥させること。
	ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
	四 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認
	すること。
	五 航海中、貨物の表面を定期的に確認(少なくとも1日に
	1回以上外観検査を実施することを含む。) すること。
	六 貨物の表面の自由水若しくはスラリー又は貨物の流動状
	態(貨物の平坦化その他の動的分離の兆候を含む。)を観
	察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避
	けるための措置をとること。
フッ化カルシウム CALCIUM FLUORIDE	一 食料及び腐食性物質(酸類のものに限る。)と別の船倉
・硫酸カルシウム , CALCIUM SULPHA	
・炭酸カルシウム TE, CALCIUM CARB	二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
の混合物 ONATE MIXTURE	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
	ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
	げる場合においては、この限りでない。
	(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
	中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
	運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
	(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
	ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
	別鎖すること。
	三規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
	るための措置をとること。
	五 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
	六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
	七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
	八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
	、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
	措置をとること。
化学石こう CHEMICAL GYPSUM	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
	げる場合においては、この限りでない。

		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロー荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		四 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		五 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場
		所を十分に清掃すること。
クリンカアッシュ	CLINKER ASH	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハ <sub>ッ</sub> チを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石炭	COAL	一 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
		二 火薬類(等級1.4のものに限る。)、高圧ガス、引火性液
		体類、可燃性物質類及び酸化性物質類の貨物と、別の船倉
		又は区画に積載すること。
		三 酸化性物質と同一の船倉又は区画と上下に接する場所に
		積載しないこと。
		四 常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。
		  五 火薬類(等級1.4のものを除く。)と船首尾方向に一船倉
		又は一区画以上離して積載すること。
		六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		七 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		「たんと、同以け木で大心しても、附にようて小刀が

運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

- (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
- ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。
- 八 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
- 九 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
  - イ清掃すること。
  - ロ乾燥させること。
  - ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
- 十 船積み前、船長は、貨物の性状(水分、硫黄分、粒径、 メタンの発生の有無及び自然発熱の有無)及び積載の方法 並びに運送方法を確認すること。
- 十一 船積み前、積載場所を清掃し、残滓(サイドスパーリングその他の取り外し可能な部位を含む。)を除去すること。
- 十二 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されておらず、かつ、電線の損傷がない、又は完全に絶縁された場所(隣接する閉鎖された区画(積載場所と隔壁で仕切られており、積載場所に直接通じる開口を有していない機関室を除く。)を含む。)に積載すること。
- 十三 次に掲げる事項を、積載場所に立ち入ることなく計測 できるようにすること。
  - イ メタン濃度
  - 口酸素濃度
  - ハ 一酸化炭素濃度
  - ニ ビルジのpH値
- 十四 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火 の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示 すること。
- 十五 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。ただし、通風され、かつ、メタン濃度が十分低い場合においては、この限りでない。
- 十六 貨物の表面にガスポケットを形成させないよう荷繰り を行うこと。
- 十七 貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと。
- 十八 積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。
- 十九 次に掲げるところにより積載場所の空気中のメタン濃度を計測し、記録すること。
  - イ 航海開始後から24時間までの間は、積載場所の通風口 を開放することにより、貨物の表層を通風すること。
  - ロ イの作業の後、積載場所のメタン濃度を計測し、十分 低い値であれば通風口を閉鎖すること。

		ハ 通風口を閉鎖した状態で、積載場所のメタン濃度を計
		測すること。
		ニ 航海開始から24時間以上経過した場合、次に掲げる場
		合に応じ、それぞれ次に掲げる措置を講じること。
		(1) ハの計測の結果、メタン濃度が十分低い場合 通風
		口を閉鎖すること。
		(2) ハ又はホの計測の結果、メタン濃度が十分低くない
		場合 通風口を開放した状態で、当該濃度が十分低く
		なるまで貨物の表面を通風すること。
		ホ 積載場所のメタン濃度計測は、毎日行うこと。
		二十 貨物より放出されるガスが閉鎖区域に蓄積しないよう
		、可能な限り当該ガスを排出すること。
		二十一 閉鎖された作業場所は、以下の措置を講じること。
		イ 適切に通風すること。
		ローメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を定期的に計測す
		ること。
		二十二 積載場所において、ビルジのpH計測を定期的に行う
		こと。
		。  二十三
		場合は、ビルジウェルに当該ビルジが滞留しないよう措置
		を講じること。
 石炭スラリー	COAL SLURRY	で 明しること。 一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
石灰ヘフリー	COAL SLUKKI	
		二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		五 積載場所のメタン濃度計測は、定期的に行うこと。
		六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
	1	
		措置をとること。
コークブリーズ	COKE BREEZE	措置をとること。 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で

運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲 げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨 中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が 運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 航海中、積載場所を通風しないこと。 五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。 七 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物 を取り除くこと。 銅スラグ COPPER SLAG 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で 運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲 げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨 中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が 運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部 から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す るための措置をとること。 四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う こと。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六 航海中、ビルジを定期的に排出すること。 七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。

	1	
粉砕された花崗閃	CRUSHED	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
緑岩粉	GRANODIORITE	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	FINES	イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう覆うこ
		と。
		五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的に確認する
		こと。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
還元鉄(D)	DIRECT REDUCED	一 火薬類 (等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。)
(含水率2%以上	IRON(D)	、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類
の微粒副生物)	(By-product	及び腐食性物質(酸性のものに限る。)と別の船倉又は区
	fines with	画に積載すること。
	moisture content	二 火薬類(等級が1.4であって隔離区分Sのものを除く。)
	of at least 2%)	と別の船舶に積載すること。
		三 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
		四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		五 積載場所から可燃性物質を除去すること。
		六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		*

七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の

指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。

- イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。
- ロ 貨物を船積み前に30日以上養生していること。
- ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
- 八 船積み前及び荷役作業中、貨物の温度を計測し、これを 記録すること。
- 九 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
- 十 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。ただし、降 雨のない場合は、ハッチを開放し十分に換気すること。
- 十一 船積み後、積載場所の貨物の温度及び水素の濃度を計 測し、記録すること。
- 十二 船積み後、24時間以上待機するとともに、航海開始前 、船長は、次に掲げる事項を確認すること。
  - イ 船倉が密閉されていること。
  - ロ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
  - ハ 船倉上部の水素濃度が 1 Vol%以下に保たれていること
- 十三 積載中に貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安 全措置をとること。
- 十四 航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局 長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認すること。
  - イ 粒径が12mm以上の貨物の重量が貨物の全重量の3%以下であること。
  - ロ 貨物の水分が2%以上であって、かつ運送許容水分値 を超えないこと。
  - ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
- 十五 船積み前、船長は、すべての作業従事者に貨物の危険 性を周知し、認識させること。
- 十六 船積み中又は陸揚げ中に降雨が生じた場合は、船積み 又は陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、換気により積載 場所の水素濃度を1 Vo1%未満に保つこと。
- 十七 積載場所に立ち入ることなく、積載場所の温度並びに 酸素及び水素の濃度を計測することができる機器(空気中 の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る 。)を船舶に備えること。
- 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。
- 十九 航海中、機械式通風装置により通風することにより、 積載場所の水素濃度を1Vo1%未満に保つこと。ただし、通 風時間は必要最小限とし、貨物の表層以外の通風をしない こと。
- 二十 積載場所の水素濃度を0.2Vo1%以下に保つことができる防爆型の機械式通風装置を3組以上備えること。この場

合において、これらの機械式通風装置のうち少なくとも1 組は常時利用できるものとすること。

- 二十一 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。
- 二十二 密閉された船倉内に自然通風装置を備えること。
- 二十三 積載場所の可燃性ガスは吸引排気により除去すること。
- 二十四 貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止 するための措置をとること。
- 二十五 積載中、機械式通風装置が正常に作動しなくなった 場合には、安全措置をとること。
- 二十六 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。
- 二十七 航海中、貨物の温度並びに積載場所における空気中 の水素及び酸素の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内 に2年間保管すること。
- 二十八 悪天候又は通風装置の故障の発生の後には、前号の計測の頻度を増やすこと。
- 二十九 積載場所の水素濃度が 1 Vol%を超えないように予防 措置をとること。
- 三十 ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビルジを排出すること。
- 三十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
- 三十二 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。なお、積載場所の水素濃度が 1 Vo1%以下でなければ、ハッチを開けてはならず、当該濃度が 1 Vo1%以下になるまで通風すること。
- 三十三 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の 粉じんは、すみやかに除去すること。
- 三十四 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。
- 三十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。
- 三十六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
  - イ清掃すること。
  - ロ 乾燥させること。
  - ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。
- 三十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護 眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
- 三十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火 気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁 止すること。

	1	T
		三十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない
		、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場
		所に積載すること。
		四十 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風
		雨密であること。
ダナイト粉	DUNITE FINES	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
魚(ばら積み)	FISH (IN BULK)	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		二 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		四貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		は
労 ア (コールカル)	EL HODODA D	田里でこること。 一 食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること
蛍石 (フッ化カル	FLUUKSPAK	一 食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること
シウム)		
		二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
	i .	カスカンマ共和原要と京共主マチ エスト マルハギ
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		平においく何役作業を美施しても、雨によって水分か 運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

		明がナファル
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		五 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
フライアッシュ(	FLY ASH, WET	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
湿式)		二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハ <sub>ッ</sub> チを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		五 航海中、積載場所を通風しないこと。
		六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		八 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物
		を取り除くこと。
高炉系スラグ微粉	GROUND	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
末	GRANULATED BLAST	二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
	FURNACE SLAG	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	POWDER	イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が

		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
		四 航海開始前、貨物の流動がないことを確認すること。
		五 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。
		  六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		八 航海中、積載場所を通風しないこと。
		九 航海中、船倉の通風口及び通路を閉鎖すること。
		十 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合
		において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
アップグレードイ	ILMENITE (UPGRAD	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
ルメナイト	ED)	二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
チタン鉄鉱粘土	ILMENITE CLAY	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
L		

		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		② 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
チタン鉄鉱砂「イ	ILMENITE SAND	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
ルメナイトサンド		運送する場合は、以下の措置を講じること。
]		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない 。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		   ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		  四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
鉄鋼スラグ及びそ	IRON AND STEEL S	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
の混合物	LAG AND ITS MIXT	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	URE	イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
	I	<u> </u>

		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		│ │ その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		五貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
AL CLUB		措置をとること。
鉄鉱粉	IRON ORE FINES	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
合成酸化鉄	IRON OXIDE TECHN	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
17/42/10/2	ICAL	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	TONE	イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		② 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		四 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		1 付がりること。

	1	MILITER CONTRACTOR
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		七 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物
		を取り除くこと。
マグネサイト粉	MAGNESITE FINES	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		│ │ □ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		   げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう覆うこ
		と。
		。  五 _ 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		六 航海中、積載場所を通風しないこと。
		七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		九 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物
Ala Jed	MANGANDOD OD DE	を取り除くこと。
マンガン鉱粉	MANGANESE ORE FI	
	NES	の船倉又は区画に積載すること。
		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認 すること。 八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す るための措置をとること。 九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。 硫化金属精鉱 METAL SULPHIDE C │ ー 自然発火性物質に該当するものとして、危告示別表第十 ONCENTRATES 五の規定により隔離すること。 二 食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で 運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲 げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨 中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が 運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。 五 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部 から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 六 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中 の酸素濃度を計測すること。 七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す るための措置をとること。 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う 九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十 航海中、積載場所を通風しないこと。 十一 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。

		十二 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場
		- 員物の表面の自由小文は員物の加動仏感を観察した物 合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるため
		っ、貝物の物類を例正し、加加の転復の心膜を避りるため の措置をとること。
		十三 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体(毒物のも
		のに限る。) 並びに混合気体の濃度を計測するための機器
		(空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。)
		を船舶に備えること。
		十四 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船
カレフチン (工事	CELESTINE CONCEN	内に保管すること。 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
石)精鉱	TRATE	運送する場合は、以下の措置を講じること。
セメントカッパー		
銅精鉱	COPPER CONCENTRA	
All state A.L.	TE	げる場合においては、この限りでない。
鉄精鉱	IRON CONCENTRAT	(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
	Е	中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
鉄精鉱(ペレット	IRON CONCENTRATE	運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
フィード)	(pellet feed)	(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
鉄精鉱(シンター	IRON CONCENTRATE	ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
フィード)	(sinter feed)	閉鎖すること。
鉛亜鉛焼鉱(混合	LEAD AND ZINC CA	二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部
鉱石)	LCINES (mixed)	から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。
鉛亜鉛片刃	LEAD AND ZINC MI	三 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
	DDLINGS	イ 清掃すること。
鉛精鉱	LEAD CONCENTRATE	ロー乾燥させること。
鉛鉱残滓	LEAD ORE RESIDUE	ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
鉛銀精鉱	LEAD SILVER CONC	四 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認
	ENTRATE	すること。
マンガン精鉱	MANGANESE CONCEN	五 航海中、積載場所を通風しないこと。
	TRATE	六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
ネフェリン閃長岩	NEPHELINE SYENIT	七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
(鉱物)	E (mineral)	、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
ニッケル精鉱	NICKEL CONCENTRA	措置をとること。
	TE	
五水和物(天然の	PENTAHYDRATE CRU	
もの)	DE	
黄鉄鉱	PYRITES	
硫化灰(鉄分の多	PYRITIC ASHES (i	
いもの)	ron)	
硫酸焼鉱	PYRITIC CINDERS	
銀・鉛精鉱	SILVER LEAD CONC	
	ENTRATE	
 スリグ (鉄鉱石)	SLIG (iron ore)	
亜鉛・鉛焼鉱(混	ZINC AND LEAD CA	
血 加 加 加 加	LING MND LEAD OR	

△ At )	LCINEC ( : 1)	]
合鉱)	LCINES (mixed)	
亜鉛・鉛片刃	ZINC AND LEAD MI	
T	DDLINGS	
亜鉛精鉱	ZINC CONCENTRATE	
亜鉛焼結鉱	ZINC SINTER	
亜鉛澱物	ZINC SLUDGE	
	MONOCALCIUMPHOSP	
シウム	HATE (MCP)	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。 四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		四 こんシウェルは、貝切が加入することのないよう、復うこと。
		。   五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		大 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		、 負物の移動を防止し、船舶の転復の危険を避けるための 措置をとること。
		11 目をこること。   八 荷役作業中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること
		八一個以下来中、可能な成り、初しんの光生を例正すること
 ニッケル鉱	NICKEL ORE	・ 一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
	NICKEL OKE	日本の別を行品し、かり、私深させること。 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
	1	
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

	<u> </u>	) Well I was
		イ清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認
		すること。
		六 航海中、積載場所を通風しないこと。
		七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
カンラン石砂	OLIVINE SAND	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		四 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、 貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		、貝物の移動を例正し、加加の転復の心機を避けるための措置をとること。
ピートモス	DEAT MOCC	
	PEAT MOSS	一積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		二 船積み前、貨物を覆いの下で貯蔵し、乾燥した状態に保
		つこと。
		三雨中において荷役作業をしないこと。
		四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イー清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測
		すること。
		十 貨物の表層以外の通風をしないこと。
	•	-

焼成硫化鉄鉱	PYRITES, CALCINE	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
	D (Calcined Pyri	二 可能な限り、積載場所を清掃し、かつ、乾燥させるもの
	tes)	とすること。
		三 雨中において船積みをしないこと。
		四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖
		すること。
		五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		七 積載場所に天井板を設置しないこと。やむを得ず天井板
		を設置する場合には、当該場所の天井板とハッチの間に貨
		物が入ることを防止するための措置をとること。
		八 積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するため
		の措置を講じること。
		九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
砂 (重鉱物)	SAND, HEAVY MINE	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
	RAL	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。
		一 担則然して名の四の担点は公 マ共紀りようとし
		イ 清掃すること。
		ロ乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
鉄鋼の製造に伴い	SCALE GENERATED	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
	FROM THE IRON AN	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	D STEEL MAKING P	イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
	ROCESS	げる場合においては、この限りでない。
	ROCESS	げる場合においては、この限りでない。

		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
アップグレードリ	SPODUMENE (UPGRA	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
	DED)	規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
7 7 7 1	222)	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認
		すること。
		六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
合成フッ化カルシ	SYNTHETIC CALCIU	一 フッ化水素酸、フッ化塩素、フッ化マンガン及び二フッ
ウム	M FLUORIDE	化酸素と別の船倉又は区画に積載すること。
		二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が

		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		五 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
合成二酸化ケイ素	SYNTHETIC SILICO	一 フッ化水素酸、フッ化塩素、フッ化マンガン及び二フッ
	N DIOXIDE	化酸素と別の船倉又は区画に積載すること。
		二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		五 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		ここ。   六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
チタノマグネタイ	TITANOMACNETITE	措置をとること。 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		7,27,47,17
トサンド	SAND	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロー雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。 貨物の表面がゆるやかな勾配をなすように積載すること ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で 運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的に確認する こと。 五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。 六 陸揚げ後、積載場所のビルジウェルの閉塞物を取り除く 濃縮酸化亜鉛煙じ ZINC OXIDE ENRIC — 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 W HED FLUE DUST 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で 運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲 げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨 中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が 運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す るための措置をとること。 六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 九 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。 十 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場

合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるため

		の措置をとること。
		十二 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載
		場所を十分に清掃すること。
 亜鉛スラグ	ZINC SLAG	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
	ZING SENG	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		「
		ー 貝物の表面の同位左が船幅の5%を超えり、パックの端部 から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。
		一
		三
		こんめの指題をとること。  四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		四 こんシケエルは、貝物が加入することのないよう、復うこと。
		。   五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		六 航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
		七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
ジルコンカイアナ	ZIRCON KYANITE C	
イト精鉱	ONCENTRATE	日本の別を指摘し、かり、私深させること。 日本の現象には、これのでは、これのでは、 日本のでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ONGENTRATE	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		口荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ清掃すること。
		ロ乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認
		エ 領戦物別のヒルン数別表直が正市に下勤することを確応すること。
	<u> </u>	7 ° 2 C 0

六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
措置をとること。

別衣弟2(弟2条弟2頃及ひ弟3項 E 品名	積載の方法
アルミナ精鉱	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
	二 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げ
	る場合においては、この限りでない。
	イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中
	において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送
	許容水分値を超えるおそれがない場合。
	ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
	三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
	鎖すること。
	四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
	六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
	、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
	措置をとること。
建設土砂 (近海運搬用)	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
高炉系ダスト(液状化するおそれの	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
あるもの)	二 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げ
	る場合においては、この限りでない。
	イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中
	において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送
	許容水分値を超えるおそれがない場合。
	ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
	三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
	鎖すること。
	四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を使用すること。
	六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
	七 定期的にビルジを吸引すること。
	八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
	、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
	措置をとること。
水酸化カルシウム(消石灰)	一 強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛と別の船倉に積
	載すること。
	二 積載場所を清掃すること。
	三貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
	四 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げ
	る場合においては、この限りでない。
	イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中
	において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送
	許容水分値を超えるおそれがない場合。
	ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。 石炭ガス化溶融スラグ (湿式) 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げ る場合においては、この限りでない。 イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中 において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送 許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 六 荷役作業後、ハッチを閉鎖すること。 鉄鋼スラッジ(液状化するおそれの 一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 あるもの) 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げ る場合においては、この限りでない。 イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中 において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送 許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七 定期的にビルジを吸引すること。 八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。 溶融スラグ 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で

運送する場合は、以下の措置を講じること。

- イ貨物を乾燥した状態に保つこと。
- ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲 げる場合においては、この限りでない。
  - (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
  - (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
- ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。
- 二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端 部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。
- 三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。
- 四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと.
- 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
- 六 航海中、ビルジを定期的に排出すること。
- 七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
- 八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。